

水道法第16条の2第1項の規定により、かずさ水道広域連合企業団指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、かずさ水道広域連合企業団水道事業指定給水装置工事事業者規程第4条第1項第1号の規定により、告示する。

令和7年7月3日

指定番号	給水装置工事事業者の氏名又は名称	代表者名	事業所の所在地	指定年月日
296	株式会社高藤	高橋 慎之祐	千葉県君津市中島 908番地8	令和7年6月26日